# いじめ防止基本方針

広島大学附属東雲小学校

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、計画的・継続的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めることが重要である。

いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めなければならない。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践するに努めていくものとする。

#### 2 いじめの定義

いじめの定義について、以前は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの(文部科学省)」とされていたが、現在では、以下のとおり、「一定の人間関係」として多くの児童が入れ替わりながらいじめを受ける側もいじめを行う側も経験する可能性や、「心理的又は物理的」と順を入れ替えたり「深刻な」を消除したりして当該行為を幅広く解釈するなどといった改定が加えられている。

#### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の 苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)より】

## 3 いじめの基本的な認識

いじめ問題の取組に当たっては,「いじめ問題」にはどのような本質があるのかを十分に認識 し,日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに,いじめが認知された場合の「早期対 応」に的確に取り組むよう努める。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- 4 いじめはいじめを受ける側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

#### 4 いじめの未然防止

- (1) 児童や学級の実態を知る
  - ① 教職員の気づく感性が基本
  - ② 実態把握の方法
  - ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
- (2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを推進する
- (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- ① 人権教育の充実
- ② 道徳教育の充実
- (4) 教職員による組織的,継続的な対応
  - ① 教職員の姿勢
  - ② 教職員の協働体制
  - ③ 教育実習生等の指導と連携
- (5) 保護者や地域の人々への働きかけ

## 5 いじめ発見時の緊急対応

- (1) いじめを受けた児童、いじめを知らせた児童を守り通す
- (2) 事実確認と情報の共有
- ☆誰が誰にいじめを行っているのか。【いじめを行った者といじめを受けた者の確認】
- ☆いつ. どこで起こったのか。【時間と場所の確認】
- ☆どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。【内容の確認】
- ☆いじめのきっかけは何か。【背景と要因の確認】
- ☆いつ頃から、どのくらい続いているのか。【期間の確認】
- ☆心身の状態はどうか【緊急避難的対応の判断】
- ☆学校生活で今、 具体的にどのようなことに困っているか【緊急避難的対応の判断】
- ☆どのような解決を望んでいるか【いじめを受けた者の意思確認】

### 6 いじめに対する措置

- (1) 児童、保護者及びその他の関係者からいじめに係る相談を受けたとき、もしく は児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの有無の確認を行う。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、学年部構成員を中心とする複数の教職員が協力して、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援を行う。また、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童を別室等で学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間で争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報を関係する保護者と共有するための措置及びその他必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、広島大学及び所轄警察署と連携して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。